

十三植民地の封建遺制

——とくにメリーランドとニュー

ヨークの土地制度をめぐつて——

茨 木 慶 三

【要約】アメリカ独立革命はイギリス本国からの独立と植民地内部抗争との二重の意味をもっている。独立派が独立運動をとおして打破しようとした内部組織とはどういうものであつたか。そして、その組織はどこに起源をもつたのか。ブルジョワ社会として出発したといわれるアメリカ社会にも、その起源を封建制に求めうる組織が存在していたのである。本論は土地問題を観点として、とくにメリーランドおよびニューヨーク植民地の封建遺制を分析した。十七世紀のメリーランド・マナ、十八世紀のニューヨーク・マナ、そして領主派ないし大地主のオリガーキーにおいて、封建的原則の残存を認めるのである。これらの封建遺制の廃棄過程が革命的過程であるならば、アメリカ植民地時代史はそれ自体において、或る意味で革命的といえるであらう。

はしがき

「アメリカの制度は、最初から資本主義的風土の下に形成された」^①。これはハッカー (Louis M. Hacker) による定義であるが、このような解釈は大難把にいつて正当性をもっている。しかしハッカーの定義から直ちに、植民地時代のアメリカに全く封建遺制が存在しなかつたと結論することは軽率にすぎる。なぜならわれわれは、

十三植民地におけるいくたの封建遺制を指摘することができるからである。

ところで、アメリカ植民地における封建遺制といえは、まず第一に、植民地時代の当初数多く存在した領主体制それ自体を挙げるこゝとができる。これらの領主植民地では、^②領主的利害を支持した人々をたえず参議會議員として選んだ。そのことはアメリカ革命のころになお、その起源を封建時代にまで遡りうる制度の痕跡があつた証

左である。もちろん、厳密に封建的という概念は植民地形成の当初から存在しうるはずはなかつたが、当初から一つの重要な原則が留保されていたのである。つまり未交付地アンソラフテッド・ランドは公共のものでまたイギリス国王のものでもなく、一領主ないし一定の領主団に所属するものであつた。彼らはそれを自分の思うように保有し、自分の思うがままに処分していたわけである。また免役地代の徴集において、あるいは領主財産(土地)の免税においてこの原則ははつきりと留保されており、それゆえにこそ領主は参議会を召集して自己の利益の保存を考えたのであつた。

第二に、独立革命のときになお大領地グランド・フロッグ、免役地代、特権的教会、長子相続制ないし限嗣相続制のような封建遺制が存在していた。合衆国政府が成立した当時、ニューヨークの西部移住地を視察した聖職者テーラー (The Reverend Mr. Taylor) は次のようにいつてゐる。「この国の他の多くの地方におけると同様、ここにもいくたの弊害がある。土地は定期小作に出されている。このことは必然的に移住民の精神を低下せしめ、その進取の気象を破壊せしめる作用をするに相異ない。……土地所有権をもたずして、独立心をいだくことではないのである。しかも極めて有害なことには、彼ら移住民は常にその地主の勢力下におかれてゐるのである」と。ここにもわれわれは、封建遺制としての借地制を探り出すことができよう。この

ように、アメリカ植民地時代史における封建遺制の問題は看過されえないものを有する。しかも、全人口の約九十%以上が農業に従事しフロンティアを有した十三植民地において、生産関係の基礎が土地にあつたことはいうまでもない。従つて本論の問題点は、土地制度に現われた封建遺制にしばられるのである。

さて十三植民地の土地制度は、大まかにいえば、「ニューイングランドとそれ以外の植民地との二つ」に分類できる。そのうち、タウン・システムを特徴とするニューイングランドは、一応省略して差支えない。その理由を要約すれば次のとおりである。タウン・システムでは、原則として土地は個人に対してでなく、通常免役地代なしでタウンに交付され、各成員はタウンからその投資能力や家族数に応じて、耕作地や採草地を分与された。また多くのタウンは許可なく土地を処分することを禁止したため、二、三の富裕者が土地を独占することは困難であつた。ここにおいて、ニューイングランドでは封建的土地所有を移植しようとする意図は皆無とはいへなかつたが、平均百ないし二百エーカーの独立した家族規模型の農場が大勢を占めた。すなわち、「統治権力も土地に対する権利も人民が掌握していたことが決定的要因となり、本来土地は占有絶対單純保有権 (free simple absolute tenure) の下におかれた」のである。

このようにニューイングランドを一応除外することによつて、筆

者は最近十数年来とみに注視を浴びて来たメリーランドおよびニューヨークを考察の対象としたい。この二つの植民地を選んだのは、あなたがち便宜的理由によるのではない。メリーランドは独立革命のときまで、ボルティモア卿個人の支配がつづけられた最も典型的な私領地であつて、領主体制の代表といふことができる。またニューヨークはオランダのバトロンのシステムを手本として、革命のころにもなおいわゆる「アメリカ・マナ」が顕著に存在した植民地であつた。^⑧なるほどニューヨークのような王領植民地の政治体制は領主植民地のそれのごとく一領主の利益を守るために立案されたものではない。^⑨にもかかわらず、それは特定の大地主の利害を代弁した。ワートンベーカー(Thomas J. Wertenbaker)の言葉を使えば、「アメリカ植民地における平等権へのおそらく最も重大な脅威は、封建制度にもつづいた インスティテューションズ 文 物 をうちたてようとする計画であつた。メリーランド・マナとニューヨーク・バトロン・システムとは、アメリカの自主独立精神に直接矛盾したのである。」^⑩と。

〔一〕 メリーランド

(A) 封建遺制の移植

十三植民地の特許状はすべて自由民の一般的非武士借地法 (free and common socage) 形式で、移住代理者に土地を交付したのであ

るが、メリーランド特許状には「ダラム条項」^⑪がついていた。すなわち、領主ボルティモア卿はイギリス王に対して「毎年二本のインディアン⑫の矢を捧げ、また金・銀鉱石の五分の一をイギリス王のため保留する」義務を負うだけで、「単純保有権 (free simple)」、^⑬限嗣封土権 (fee tail)、ないし定期不動産権 (term of life, lives or years) のいずれかで自由に土地を譲渡・移転・交付することができ、あるいは不動産権を設定することができた。また彼は、一二九〇年の不動産交付法の適用を受けずに、領地を転封することを許された。^⑭しかも「土地は王からではなく、ボルティモア卿から移住民に与えられるのであり」、^⑮「卿は領地内にマナを設立することができたし、かつそのマナ内に荘園裁判所を設置することも許可しえた」^⑯。換言すれば、ボルティモア卿は当時イギリス王がその領土に對して有していた以上の権限をもつていたのである。たとえば彼は封建的土地保有権を設定することができたし、また無制限に転封を許可することもできた。このように大権を獲得したボルティモア卿は、一六三三年の「移住条件状」(“Conditions of Plantation”)によつて土地分割を行つたが、それはいわゆる「人頭権制度」(Headright System)を基礎とするものであつた(本状の規定はその後の「宣言」や知事への「訓令」をもつて更新されたが、基本的には変更されていない)。本状によれば、「渡航費(一人約二十ポ

ンド)を自弁で出したプランターとその家族および年季契約奉公人には、それぞれ一人につき百エーカーを与え、永住の目的をもつ十六歳から五十歳までの男子五人を自費で送つた投資家には、二千エーカーをマナの特権とともに約束した^⑩。またこの規定の十五年後からは、年季のあけた男子奉公人にも四十エーカーの土地が与えられることになった。この代償として被交付者の義務は、ポルティモア卿に忠誠を誓い、毎年免役地代を支払うほか、時にはインディア防衛用の武器を準備することであつた。この場合メリーランドでとくに注目される傾向は、「他のアメリカ植民地のどの領主よりも、大きい部分がマナ型で与えられたこと」である。このようにして、一六八三年人頭権制度が廃止されるころまでに、メリーランドには三通りの土地保有形態がみられた。すなわち(一)ポルティモア卿自身の大マナ、(二)ポルティモア卿から許可された小マナ、(三)いわゆる自由保有地である。このうち大マナは六千エーカー以上の広さで、各郡に二カ所設立され、小マナは平均三千エーカーで約六十カ所にくられたといわれる。いずれにしてもポルティモア卿の私領地たるメリーランドには、その成立以来明らかに封建遺制がもちこまれたのであつた。

(B) マナの性格——主として十七世紀——

マナには、領主刑事裁判所 (Court leet) や荘園裁判所 (Court

baron) がおかれた。

たとえば(一)セント・クレメンツ (St. Clements) マナの記録によれば、「サミュエル・ホーンズ (Samuel Horns) は他人に危害を加えたため、ロバート・コール (Robert Cole) は領主の豚を売つたため」^⑪、それぞれ告発されている。

(二)セント・ゲブリエル (St. Gabriel) マナの例によれば、執事が封建的慣習に従つて小枝を二つに折り、一つを領主に残し、他を土地交付の証明として領民にわたしていた。他方領民は「マナ領主に忠誠を誓い、いざ戦争というときには領主のため従軍する用意があるものごとくであつた」^⑫。

またマナには自由土地保有者、および定期賃借保有者などが住んでいたが、「前者の場合、相続上納金^⑬をマナ領主に支払わなければ土地保有権を移転できなかった。そして後者の場合には、普通二十一年の借地期間が終る毎に更新せねばならなかつた」^⑭。

更にマナ領主は、反逆を理由に領民の土地を没収することもできた^⑮。そのうえ遺言のない不動産相続においては、長子相続制ないし限嗣相続制が当然のこととされた。

たとえば(一)セント・クレメンツ・マナの記録によると、荘園裁判所は「R・スライ氏 (Robert Sly) の死亡に當り、(近親の) G・スライ氏 (Gerald Sly) が相続上納金を納めたうえで後をとるべき

ことを告示している」。

(D)デューリーニー (Daniel Dulany) から東部プランターはイギリスの「条件付贈与法」の適用を主張した。その結果、相統上の限定がメリーランドで実施されたのである。

ところでメリーランドでマナが設立されたのは、気候・風土にもとづく農業の性格、封建的システムの移植によるポルティモア卿の収入確保、地方行政の煩瑣を回避しようとする意向など諸々の理由によるものであつたが、元来自由な空気のみなぎつた新大陸においてそれが実質的に永続するはずはなかつた。植民社会の最上層を占めたマナ領主「プランター層」(ポルティモア卿自身も含めて)は、はじめマナ労働力を小作農民に求めていたが、永久的小作農民の不足のため、多くを年季契約奉公人に依存せねばならなくなつた。しかしこれらの奉公人は通常四カ年の年季を終れば、「自営農民に上昇して地主と競争するにいたる」。そのうえ彼らの来住は十七世紀末より減退し、他方ニグロの有効性が認められた。こうして労働力はより多くニグロに転換され、メリーランド・マナの多くが黒人奴隸制プランテーションに変質した。なるほど十八世紀にはなおマナの名をとどめるものもあつたが、ほとんどその意味を失つてしまうのである。このようにマナは最初から弱いものであり、またそれは概して大土地所有を意味するにすぎなかつたが、これによつてメリ

ーランドの封建遺制が消滅したわけではない。それは、領主への半封建的義務を考えれば一層明らかである。封建遺制は窮極には、領主体制への継続的闘争をまつてはじめて、払拭されるものである。

(C) ポルティモア卿への半封建的義務

ポルティモア卿が土地を交付したとき、彼は被交付者に不動産復帰 (escheat)、譲渡負担金 (alienation fine) および免役地代 (quitrent) など半封建的義務を永久に負担させた。そもそもメリーランド領主への特許状は不動産復帰の範囲を限定していなかつたため、彼はこれを拡大解釈して、「相続人の欠除や私権の剥奪の場合だけでなく、自殺や交付条件に添いえなかつた場合にも、土地を没収した」。このポルティモア卿のやり方は、当時のイギリス法に照して種々の難点を生ぜしめたが、十八世紀後半まで大した反対もなく継続されたのである。

次に譲渡負担金であるが、これは一六五八年土地が特許されたとき、すべての土地譲渡ないし移転に際し旧保有者が一年間の地代に相当する金額をポルティモア卿に支払うよう特許証書に記入されたことにはじまる。オズグッド (Herbert L. Osgood) によれば、この種の「負担金は実際メリーランドにおいてのみ強行されたのである」。これに対する住民の反対は、極めて消極的な回避手段にとどま

つた。すなわち彼らは登記記録を必要とせず、従つて譲渡の事実が領主当局に感知されない別種の証書を頼りにして正式の譲渡を無期延期したのである。実際、譲渡負担金に対する移住民の反抗運動はただ一回、それも負担金への部分的反対にすぎなかつた。^⑭すなわち一七三五年ごろ、ポルティモア卿が遺産相続の場合にも負担金を徴集することを代理人に命じた際である。なるほど住民は不満を表明し、あるものは敢然その支払を拒み、代議会苦情処理委員会も領主側の非を指摘した。しかし、領主は代議会の主張に直接応ぜず、わずかにイギリス本国の法律家の勧告に従つて、この種の負担金徴集を中止したにとどまつた(一七四二年)。しかも領主は、再び一七六一年に同様の命令を発している(実施されはしなかつたが)。このように、ポルティモア卿は植民地時代を通じて、可能なかぎり負担金を徴集したのである。

最後に、封建遺制のうち最も代表的な免役地代に触れよう。これは土地保有をめぐる闘争の最大の原因をなしたが、メリーランドでは国王が特許状によつて徴集権をポルティモア卿に与えて以来、十三植民地中最も強く保持された。^⑮このことは、メリーランド領主が如何に巧みにその半封建的特権を確立・運営したかの証左でもある。もとより本植民地においても、反対運動がなかつたわけではな^⑯い。一六四五―五五年にニューイングランドの占有單純保有制に親

しんだピュリタン移住民が、免役地代をきらつて暴動を起し、一時局地獨立政府を樹立した。しかし領主は、イギリス本国の支援下にこれを数年以内で鎮定している。その後も八九年まで四回におよぶ反対闘争が、反旧教運動や領主政治反対運動とならんで行われたが、いずれも免役地代の廃止を実現することなく弾圧され、ただ一六七一年以後市場価格に関係なく一封度二ペンスと定められたタバコで納入することが認められるにとどまつた。しかしこのことも、住民の勝利を意味するわけではなく、当時植民地の現金不足のためとられた処置にすぎない。また一七一七年から三三年まで、免役地代は輸出タバコ課税で振替えられたが、それも決してポルティモア卿に不利ではなかつた。地代徴集の煩わしさから免れた領主は、確実に収益を挙げたのである。むしろ、輸出税という間接課税のゆえに、小土地所有の移住民一般には不公平であつたと考えられる。一七三三年以後、輸出税に代つて免役地代が再び貨幣で徴集されてからは、住民の反対運動はほとんど表面化していない。代議会をとおしての徴税方法改善要求——貨幣でなくて現物納入、貨幣換算率や徴集係員の公正などへの要求——程度のものがみられたにすぎない。実際メリーランド領主の徴集権そのものは、領主体制下を通じて一度も疑われたことはなかつたのである。領主の徴集組織はよく整備されていた。とくに一七三三年以後には取立てを請負わせたり、各郡に

徴集官をおいたり、各地区に免役地代帳保管者を任命したりして徴集を嚴重にした。免役地代率は一六三五年以前百エーカーにつき小麦十封度、三五年以後が二シリングであつた。また、滞納すれば三年後には土地を没取するというきびしい規定もあつた。従つて実績も着々とあがり、一七四五年には約四千五百ポンド、五五年には約五千ポンド、独立革命直前には約八千三百ポンドの実収をえ、滞納は一割にすぎなかつたのである。

ところで半封建的義務としての免役地代を問題にする場合とくに指摘しなければならぬことは、それが自由・借地の差なくすべて土地保有者に課せられた点である。そこに、アメリカにおける封建遺制の顯著な実例が認められる。メリーランドも例外ではない。メリーランドは右の半封建義務に加えて、なお領主体制という封建遺制を二重にもつていた。同領主体制がどのようなオリガキーを推進したかは後に述べることにして、次にメリーランドと違い領主制から王領植民地に転換しながら、封建遺制という点でそれと類似の問題をもつニューヨークを考察しよう。

(二) ニューヨーク

(A) パトロン・システムの残存

その前身オランダ領ニューネザールランドの土地制度は、一六二

九年オランダ西インド会社の特権状 (The Charter of Freedoms and Exemptions for Patrons) によつて創められたパトロン・システムを内容としている。この特権状によると、十五歳以上の移民五十人を四年以内に移住させた株主には、パトロンシップを与え、その権利所持者すなわちパトロンには主としてヘッドソン・デラウェア両河沿いの巾八哩、與行き無制限の土地を交付した。パトロンは「その土地を西インド会社から永久的相続財産として保有し」(第六条)、「遺言によつて自由に処分す」(第七条)ことができ、しかしパトロンから個々の移住民への譲渡方法は明示されず、パトロンはバラティン領主のような大権を与えられたため、ここに小作農を使役する荘園的借地制成立の起源が存した。またこの特権状は、パトロン・システムのほか別個の、第二の方法で土地を交付した。すなわち、自費ないしオランダ在住者の援助によつて移住した人々にも、開拓可能な広さの土地が交付されたのである。しかしオランダ支配時代の同地は、西インド会社のきびしい政策と母国をはなれることに對する人々の危懼とによつて、わずかの移住民をしかもたなかつた。その後西インド会社は拓殖事業の促進を意図して、一六三四年、三八年、四〇年、五〇年にそれぞれより寛大な土地交付規定を発表した。これらの規定は、一六二九年の場合同様二つの方法で土地を交付したものであるが、移住民への交付条件をより有

利にしたため、旧世界のみならずニューイングランドからも多数の移住民を吸集したのである。

またパトロン・システム外の第二の方法によつて拓殖地が増加した場合には、それらをタウンに組織して一定の自治権を附与することを約束した。ニューイングランド移住地に似たこのタウンが更に第三の土地交付を行うのである。すなわちタウンは、家敷地その他を移住民に単独保有地として交付した。ただしこの際、移住民が他人へ移譲することは固く禁じられている。こうして一六六四年オランダの領有が終つたとき、ニューヨークにはパトロン保有、小土地保有およびタウン保有の三つの土地保有形式がみられたのである。しかしこのような寛大な規定下においても、封建的条項たとえば領主の役割が確認された点をみのがすことはできない。実際一六三四年から六四年までの間に、レンセラー(Van Rensselaer)ら富裕者が大土地投資や毛皮取引の目的をもつて移住し、主としてハードソン河流域を占有して荘園的借地制を樹立した。つまり農場経営資金を提供し、道具・家畜・家屋を準備し、資金のない農民を呼びよせたのである。これに対して農民は、固定地代および家畜・農産物の増加収入の一部を支払い、自由に移住することを禁ぜられた。もつともこれらの半封建的なパトロン領は、イギリス支配までに大部分崩壊したが、残存したレンセラー家所領ほか二、三のマナはヨーク公とその知事らによい手本となつたのである。

イギリス支配に入つて、ヨーク公は兄チャールズ二世から特許状を与えられたが(一六六四年および七四年)、右の特許状によれば移住民に対するヨーク公の土地交付条件はふれられていなかつた。このことは、私領地ニューヨークにおけるヨーク公の権力を絶対的なものとするのに役立つ。そもそもイギリス本国ではすでに一六四六年の議会命令(The Order of the Houses for taking away the Court of Wars)なごう一六六〇年の制定法(The Statute of Tenures)によつて、土地保有にともなう国王と直屬受封者との間の一切の封建的権利義務関係は解消され、免役地代以外に負担のない自由民の一般的非武士借地法が土地保有の支配的形態となつていた。イギリス制定法に従うことを要求された領主ヨーク公は、まったく恣意的な土地保有形式を認めることができなはずである。事実この一六六〇年の制定法を標識として、ニューヨーク・マナは封建的権力を正当に与えられたものではないと説く学者もある。にもかかわらず、当時の実情はどのように簡単に割切れない。すなわちニューヨーク植民地は征服地であるから、ヨーク公は「領地に対して統治・軍事上の大権を一手に掌握したパラティン領主以上、いながら当時のイギリス国王以上の大権を与えられていた」のである。ヨーク公は全住民の忠誠をつなぎとめるためこのような権力を行使し、

それにふさわしい土地制度を設定した。彼は、オランダ所領時代の伝統である土地保有権をすべて容認するとともに、人頭権制度の下で新しい土地交付を知事に一任した。知事はヨーク公から強力かつ一貫した支持を受けたため、十三植民地のどの知事よりも専制的権力をもつたのであつた。初代知事ニコルス (Richard Nicolls) はすべての拓殖・開拓希望者に通常百、二百ないし三百エーカーの土地を交付する権限を与えられている。この際被交付者は慣習的賦課を支払うべきであるとされ、最高地代も一エーカーにつき一ペニイと定められた^④。また、一六六五年ニコルスの指揮下にヨーク公土地法が編集されたが、それには次のようなことが規定されている。

「すべての土地財産ないし世襲財産には譲渡負担金や免許申請は不要であり、父兄の死亡に当つて被後見料、譲渡料、相続上納物は課せられず、また不動産復帰や没取も行われることはない。従来で購入入地はそのまま正当な保有者に確認される。すべての特許状保有者は、証書を切りかえて更新される。ただし未拓植地は一年以内に調査・境界設定をし、三年以内に拓植・居住を終らなければ没取する。無断占有地の実際居住・耕作者にして四年以上住み、九月一日までに異議を申立てられないものは土地保有権を与えられる^⑤」と。次いで一六八六年知事ドンガン (Thomas Dongan) は、「知事が適當と考える免役地代、奉仕および謝礼を受取つて、すべての人

に土地を交付する^⑥」訓令を与えられた。そのほか歴代知事が同様な訓令を受けている。このようにヨーク公は移住民をできるだけ引きつけるため、より自由な小土地保有の可能性を具体化した。事実一六六四年以後約二十年間の土地交付は、ほとんどすべて千エーカーを越えなかつたのである。しかし、オランダ領時代の大土地保有はそのまま温存され、知事以下植民地諸役人の数量如何によつてどうにもなる余地が十分残されたのであつた。土地所有におけるこの不公平は十七世紀末から十八世紀にかけての、知事の権力濫用によつて顕著となり、十三植民地のどこにもみられない広大な土地所有と曾てのバトロンのシステムとの結合がみられたのであつた。人頭権制度が一七七三年に終止付を打つたにかかわらず、同地に封建遺制が残存したゆえんである。一七三二年、時のニューヨーク測量官コールドン (Colden) はいつている。「本植民地の発展は不安定な大土地交付によつて妨害された。人民は大土地所有者の隸僕や小作人となることをあまり好まない。そのため大所有地の全部は耕作されなかつた。青年達は毎年ニューヨークを立去り、近隣植民地で土地を購入した^⑦」と。この言葉の正当さを否定することはできない。と同時に、立去らなかつた人々が好まない状態であつたかが次の問題となる。

(B) 荘園的借地制

ニューヨークにおいて、十三植民地中マナ——荘園的借地制——が最も成長した。それは上に述べたような制度的事情のほか、農業の性格やニューイングランド共和主義^⑤および先住オランダ人・スウェーデン人やインディアンに対する警戒などのためであつた。ここでは主として、アメリカ・マナの「典型的な実例」とみられるレンセラー家所領に例をとつて、マナにおける領主と領民の関係をみてゆくことにする。^⑥

レンセラー所領では、すでにオランダ支配のときマナ領主は不動産復帰権、狩猟・漁撈・製粉権、下級判事および僧侶任命権、住民への刑事司法権を与えられ、また領主刑事裁判所や荘園裁判所を設立することができた。イギリス支配となつてニコルス知事のときからレンセラー家の大土地保有とその諸権利は確認され、領主刑事裁判所や荘園裁判所は十七世紀末までつづいた。その後両裁判所の機能はなくなつたものの、なおレンセラーは相當な権力を留めていた。たとえば、治安判事や警察吏がマナに入るには領主の同意を要したごとくである。これに対してマナにおける領民は自由土地保有、定期賃借保有の区別なく種々の義務を負担しなければならなかつた。十八世紀における同マナ内のすべての自由土地保有において、領民は小麦・にわとりなどの永久的小作料を支払うほか、領主レンセラーの許可のない土地譲渡は制限され、たとえ許可された場

合でも売価の四分の一ないし十分の一を上納させられた。また三日間は車馬持参で労働奉仕をすることを義務づけられた。他方領主は不動産差押え権、採鉱・製粉・森林伐採権、司法権を保持したのである。定期賃借保有においても、領民は小作料を払い短かい借地期間で甘んじ、毛皮取引ないし未知の人の移住斡旋を禁止され、十分の一税を支払わされたほか、領主の司法権下におかれ、家畜増加分の二分の一を領主に献上しなければならなかつた。以上は十七世紀定期賃借保有者の義務であつて、十八世紀にはこれらの義務は次第にすたれ、借地期間も十三年に改められたが、領民は小作料のほかすべての公課や賦課金を引受けさせられたのである。このようなレンセラー家所領の実例以外に、他のマナでは巨額の保証証書（フィリップス家（the Philipps）では義務履行の保証として普通千ポンドの借用証書）、道路敷設手数料、橋の使用料をとられた場合もある。以上にみた広汎なマナ領主の権限と対照的な領民の負担は、封建遺制の存在を意味したばかりでなく、独立革命前夜ハドソン河流域（ウェストチェスター、ダッチズ、オルバニー）に烈しい農民暴動を惹起させた原因となるのである。^⑦インディアンと交渉すれば安価に土地を購入できたばかりでなく、九百九十九年もの借地期限で賃借できたのに比べて、領民の負担がいかに煩わしかつたかを考えれば、農民暴動の原因も容易に首肯されるであらう。しかしながら

他方ニューヨークでは、その社会的・経済的事情から黒人奴隸制プランテーションは問題にならず、年季契約奉公人も小數であつた事に徴すれば、^⑤絶えず労働面での不安をはらみながら大地主が莊園的借地制の維持に努めかつ一応成功したことも理解されうるところであらう。

(C) 免役地代

ヨーク公はニューヨーク領有以来土地保有者に免役地代を課したが、そのことは王領となつてからも同様であつた。免役地代は封建遺制であるばかりでなく、イギリス帝国の植民地支配を象徴するものでもあつたからである。ところでヨーク公の最初の免役地代は一応百エーカーにつき二シリング六ペンスとされたが、^⑥實際上の土地交付における地代率は一定しなかつた。知事への訓令によれば、知事は参議会の助けをえて土地交付個々の場合につきこれを決定すべきであるとされた。^⑦王領化後の最初の地代率は百エーカーにつき小表一ブッシュルであつた。次いで植民地の現金が豊かになつてからは、英貨二シリング六ペンスに相当する流通貨四シリングとされた。^⑧この率は一七七四年まで保持されたが、同年一エーカーにつき半ペニイと規定された。^⑨また免役地代は多少の例外を除き、特許交付のときから課せられるはずであつたが、一七六〇年以後シアンブレン湖(Champlain)岸の土地移住民および七年戦争に従軍した兵士は

十年間これを免除された。^⑩こうして正規の規定があつたにかかわらず、実際の徴集はメリーランドのように円滑にはゆかなかつた。十七世紀には政府当局はその徴集にほとんど関心をもたず、ただ知事が個人的に権限を利用して勝手な徴集をしたにすぎない。たとえば知事フレッチャー(Benjamin Fletcher)による徴集額は月並はずれてわずかであり、そのためイギリス商務院は、「将来百エーカーにつき二シリング六ペンス以下の免役地代で土地を交付してはならない」^⑪と命じたほどである(一六九八年)。一七一〇年ハンター(Robert Hunter)が知事に就任したとき、数年間も滞納した人々があつたという。ここにおいてハンターは徴集を強行し、移住民は裁判を恐れて滞納分の大半を支払つたが、このようなことは彼の治世の一时的現象にすぎなかつた。一七一三年にイギリス法務長官は次のごとく裁定している。「慣習的免役地代は完全に支払わねばならないが、滞納分は明確な率がないため徴集されえないであらう」^⑫と。なるほど一七四二年、六二年、六八年には、「免役地代の支払を拒否するものの土地を売却する権利を郡奉行に与える」法律が通過し独立革命まで有効であつたが、それがどこまで成果をあげたかは不明である。

そもそもニューイングランドでは、免役地代は最初から無視されていた。ニューヨークに隣接するニュージャージーやペンシルヴェ

ニアでも、反対闘争がさかんであつた。ニューヨークでも、マナのあるウェストチェスターやオルバニ諸郡は一七〇一年免役地代請求を不成功に終らせている。^④他方知事もフロンティアでの暴動を恐れ、強制徴集をためらつたことがある。このような状態では、当然徴集実績も極めて悪かつた。一六九八年には、三千ポンドの収入が見込まれたのに、実収は二百ないし三百ポンドにすぎない。一七〇〇〜二〇年間に於いても、毎年わずかに七十五ポンドから三百ポンド程度である。一七六一年には約八百ポンド、六七年には約千八百ポンドに達したが、滞納金は一万八千ポンド以上におよんでい^⑤る。こうしてニューヨークでは、免役地代は成功しなかつた。けれども、免役地代収入は知事クリントン (George Clinton) が指摘しているように、植民地人が自由にしえない国王の収益であり、本来国王の代理者たる知事以下の給料の源泉ともなり、また戦争その他国王の必要時に任意に使用しうる性格をもつていた。従つて免役地代闘争は封建制への反抗であるとともに、イギリスの対植民地統治方式への重大なレジスタンスでもあつたといわなければならない。なおニューヨークにおいて長子ないし限嗣相続制が顕著であつたのは、同植民地のおびただしい不動産書類によつて立証されうるであらう。^⑥

(三) オリガーキーの実態

(A) 大地主の権力掌握

メリーランドやニューヨークにおいて上述の半封建の様相が生じたのは、土地保有と統治権とが密接に結合していたからである。そこで以下局面を変えて、少数の領主派ないし大地主がどのようにに統治権を掌握したかをみてゆくことにする。

領主植民地メリーランドでは、一六三七年ボルティモア卿の統治条例 (The General Ordinance of Government) によつて知事の権限が定められた。^⑦それによると、知事は第一に陸海軍司令官であり、領内の民兵・要塞および戦艦を統率する。第二に彼は大法官である。領地の公印を保持し、土地特許状はか重要公文書を発行する一方、裁判長としてすべての民事・刑事事件を判決する。あたかも領主自身が臨席するかのごとくである。この場合、生命・自由土地保有にかかわる事件、ならびに参議会議員の関係する事件には、同会議員が裁判官として列席するはずであつた。また彼は叛逆罪以外の罪を赦免することができたし、郡奉行・警察吏・治安判事は治安の主たる維持者としての知事の権力に依拠して犯罪人を逮捕・拘留・監禁することができた。第三に彼は一般行政権を与えられ、種の行政業務を命令・補足することができた。第四に彼は、議会の

召集・停会・閉会の権限、ならびに法案拒否権をもつていた（もちろん領主が最終拒否権をもつ）。第五に彼は参議会議長でもあつた。

これらの知事の大権の一部は、官職制度の発展につれて他機関へ移譲されることもあつたが、その権力は実質上少しも変らなかつた。

もとより、一六四一年ポルティモア卿が知事レオナード (Calvert Leonard) に送つた手紙にあるように、領主は知事に「与えた権能を一部ないし全部破棄する権限をもち、知事は領主に自己の意志を強制できない。知事は領主の命令事項執行のための単なる機関」であつた。知事は領主から直接任命された他の下級役人と同様、領主によつて随時罷免された。とはいへ、領主権力の現地代行者たる知事は植民地において全統治権の頂点にあつたのである。そして、この知事と密接に結びついたので参議会議員であつた。その権限は、

すでに知事への辞令書を通じて間接に明らかにされていたが、一六四二年単独の辞令書に明示されている。つまり参議会は知事が召集したとき会合し、植民地の福祉安寧のため統治の安定と人民の統制についてあらゆる事項を討論・審議し、知事に助言するほか知事を通じて領主にも助言した。知事はその協賛なしに、重要事項を決定してはならない。そのうえ、知事ないし副知事が死亡もしくは不在のときは、主席参議会議員が代行知事となつた。また参議会議員は最高裁判所を知事とともに構成したほか、初期には各自の郡内での

治安判事として行動した^⑨。更に参議会は、いうまでもなく立法部の上院であつた。なるほどそれは決して大団体ではなかつた。人数は最初三名、一六九〇年までに九ないし十名に達した程度である。その後も実際のメンバーはこの数を超えていない。彼らは通常知事の推薦にもとづいて任命されたが、任期は不確定で、死亡と辞職とが一般に職をやめる唯一の原因であつた。このように参議会は植民地統治の中核体として、知事とともに立法・司法・行政の三機能を兼ね、おおむね領主と利害を一にしたのであつた。

王領植民地化したニューヨークでは、一六八六年に最初の勅任知事への辞令書が出されたが、知事および参議会の権限は上記メリーランドの場合と大差はない^⑩。もちろんイギリス国王の直接支配下にある以上、知事は国王の任命にかかり、一切の政務に関して拓商務委員会に定期報告をした。必要な役人および僧侶の任命は知事に依託された^⑪。また知事は参議会議員とともに裁判を行うが、三百ポンド以上の民事事件はイギリス枢密院に控訴されることがあつた。更に知事は参議会議長であり、議員を罷免しえたが、その際には理由を述べて国王の承認をえなければならなかつた。そのほか知事は海軍副監として海事裁判所の主宰権を与えられ、他の植民地の保護のために領地の民兵を派遣することもできた。次に参議会議員は主に植民地の有力者から十二名を国王が選任した。通常、知事の提出

した候補者名簿が参考とされた。彼らはほとんどあらゆる政治活動に参与したのである。ニューヨークにおける知事と参議会との実勢力は、植民地時代の後期次第に衰えていつたが、両者は本来イギリス帝国支配とそれに結合した植民地特権勢力の代弁者であつた。けだし知事に任命されたものは多く本国の官僚層や領主の親族・知己であつたが、参議会議員もまた国王や領主によつて恒産あり有能な人々から選任された。彼らこそ領主派ないし勅任知事の腰布者であり、植民地の実質的支配者であつた。ニューヨーク、メリーランド両植民地の経済事情に徴して、彼らが大地主・大プランターであつたことはいうまでもない。

ところでこれら大地主・大プランターは、結婚関係によつて相互の強い家族的紐帯をつくつた。たとえば一七六七年に死去したエーブラハム・ドバイスター (Abraham Depyster) という大地主の葬儀参列者名簿に、親族百名以上が記載されているが、それにはリヴィングストンやドラランシー (the Delancey) など大地主二十五家族の名前が挙つていた。そして各家族の家系は相互に縁続きであつた。リヴィングストンの家系はコートラント (the Van Cortlandt) などの大地主、ドラランシーのそれはコールドデンなどの大地主とそれぞれ結びついていた。⑩ しかもこれらの人々が、植民地統治の中核体たる参議会を自己の牙城としたのである。大地主が家族的紐

帯によつていかに多く参議会を支配したか、更にまた彼らがいかに多く種々の要職を占めたかは、容易に例証することができる。一六九一年から一七七一年に至るメリーランド参議会議員の総数は七十二人であつたが、それは五十五家族によつて代表された。彼らのほとんどすべては領主体制と密接な関係をもつていた。しかも、その政治的権力はおびただしく広汎な領域にわたり、書記、代理人、法務長官、土地局判事、財務官などの重職はすべてプランターたる参議会議員によつて占められた。⑪ 更に、各郡の治安判事も参議会の言をえて任命されるのが普通であつた。一家で引きつづき参議会の議席を占めた例もおびただしい。たとえば、ターズカー (Tascher) という大地主は一六九九年参議会議員となり、息子は一七二七年、孫も一七四五年にそれぞれ参議会議員に任命された。ボードレー家 (the Bordley) の三人は一七二一年、五九年、六八年にそれぞれ参議会議員となつた。また十七世紀の中ごろ参議会議員であつたロイド (Edward Lloyd) は、十八世紀における三人の参議会議員の祖父であり、更に他の参議会議員三人の妻たちにも祖先に當つた。一七五三年知事シャープ (Horatio Sharpe) の治下において、十一人の参議会議員のうち八人は旧参議会議員の息子、義理の息子ないし孫であり、そのほか後に参議会議員となつたものの義父が一人、義理の兄弟が二人いた。ことにアディソン (Thomas Addison) の

場合は、メリーランド参議会における家族関係の代表的事例を示す。彼は父と義父とを参議会議員にもち、自己自身も参議会議員、更に息子二人、義理の兄弟二人、甥一人、孫一人を参議会議員としてもつたといわれる。このことはニューヨークでも同様であった。たとえば独立革命直前のニューヨークには十七家族の大地主があり、うち十三家族が参議会議員を出していたが、植民地時代全期を通じて彼らが参議会議員総数に占めた割合は実に四分の一に達している。

そのほか、大地主の官職獲得も著しかった。一七三〇〜七六年の間、最高裁判所首席裁判官のうち二人、一七五〇〜七六年にいたる普通裁判官十人のうち九人、同期間における七人の登記官および代理裁判官のうち六人までが、いずれも大地主またはその家族であった。弁護士たちも近親関係をとおして大地主に奉仕した。一七三〇〜七

六年の間に、免許された三十三人の事務弁護士のうち三十人は大地主の親戚であった。もちろん大地主間の関係は常に融和的であったとは限らないが、大地主としての共通の利益が脅されたときには、彼らはいつも協力したのである。このように、メリーランドでもニューヨークでも大地主のオリガーキーが成立し、植民地の政治および社会は決して平等でありえなかつた。ネットルスやハッカーが分析しているように、最上層には領主代理ないし勅任の知事、大土地所有者、最富裕商人が位置した。つづいて中流階級には、技術専門

家（主として僧侶と教師）、中小商人、土地所有農民、親方職人、領主ないし国王の諸役人、小売商店主、大商人の支配人、プランテーションの監督、船長などが含まれた。更に、不自由白人およびニグロ労働者が最下層を構成した。もとよりアメリカでは、ヨーロッパと異なつて農奴は存在せず、階級の浮動性が相対的にあつたことは認めなければならぬが、同時に階級の差別的観念がはつきりと存在し中流階級の上層階級への闘争がしばしばみられたこともまた認められなければならない。事実、メリーランドのプランターやニューヨークの大地主に対して、富農、より小規模の自営農民、スコッター、小作農民、農業労働者など、いわゆる移住民大衆が存在したのである。史家サビン(Lorenzo Sabine)は、*「被支配者たる農民はヨーロッパ君主国下におけるように、大地主の小作農民および家臣であつた」*と。

(B) オリガーキーと土地問題

大地主を基盤とする植民地支配者は、土地問題に當つて具体的にどのようにその権力を行使したか。それが次の問題である。知事以下諸役人の収入源泉の一つは、土地特許その他による手数料であつた。メリーランドの初期において、土地特許は知事、参議会議員および参議会議員の一員たる総務長官により主に総務長官事務局を通じてなされた。その後一六八一年からは、参議会議員が密接な関係

をもつた土地局（その書記兼登記官は総務長官事務局長任書記）を
通してなされた。^⑧ しかも土地局は、ポルティモア卿個人の私的事務
所であり、代議会の権限外にあつた。これらの機関の關係者は賄路、
友人への特別な配慮、不正確な調査によつて気まぐれな土地交付を
行つた。^⑨ その結果、参議會議員の平均土地保有量は三千エーカー以
上に達した。^⑩ 一方諸役人は書類を準備し、特許を有効化するまでの
全過程一つ一つから手数料を徴取した。こうして土地特許手数料は
他の部門の手数料より遙かに高いものとなり、しばしば代議会の反
対を呼び起した。いわば領主体制下のメリーランドは、住民にとつ
て免役地代の支払いのほか、「金のかかる統治支配を課せられたも
のである。」^⑪ なおメリーランドの場合、領主派オリガキーへの反
対という点で、西部農民と同調した代議会内反領主派プランターの
存在が問題であつて、そこにメリーランド独立革命の性格を理解す
る鍵があると思われる。

他方ニューヨークの土地特許は知事以下諸役人の手でなされたが、
大地主が土地を集中的に私有しえたのは、彼らが知事に賄路を送つ
たり、役人の土地調査が不正確であつたり、免役地代をごまかした
り、また彼らがインディアンの境界線を侵害したりしたからであ
る。たとえば大マナ領主リヴィングストン（Robert Livingston）
は知事アンドロス（Edmund Andros）やドンガンにとりいり、イ

ンディアンから捨値で手に入れた土地の保有を承認させた。知事も
自ら進んで詐欺行為を行つた。たとえば、知事フレッチャーは在任
中に少くも四千ポンドの賄路をえたとし、クリントンには八万四千ポ
ンドの財をなしてイギリスに帰国した。また知事以下諸役人は、特許
における手数料で金儲けをした。副知事コールデンのときはグリ
ーン・マウンテンの交付において、千エーカーにつき三十一ドル二
十五セントの割で合計三万七十一ドル八十一セントの手数を獲
得している。他の役人も彼にならつてそれぞれ手数料を徴集した。
コールデン以下諸役人のあげた収入は、総計十二万四千八百二十ド
ルにおよんだといわれる。^⑫ このような事実を小農民が喜ぶはずはな
い。そのうえ土地所有権を維持することさえも、小農民には容易で
なかつた。訴訟手数料が高かつたり訴訟が長びいたりしたのはもち
ろんのこと、地主と小農民との間に土地所有権に関する紛争が生じ
た場合、複雑な不動産回復訴訟によつて大地主は小農民を追放する
ことができた。なぜなら、一般に裁判官は大地主自身またはその近
親であり、陪審官でさえその職につくためには一定の財産を所有せ
ねばならない關係上富裕者層であつて、小農民の肩をもたない人々
であつたからである。^⑬ このようなオリガキーに対して、小農民は
何によつて自己の権利を守ることができるか。代議会によつてで
あろうか？ しかし代議會議員の選挙にも財産資格が課せられてい

た。そしてたとえ選挙資格をもつ農民があつたにしても、なお問題が存した。大領地内に住んでいた有権者の多数は、リヴィングストンやレンセラー領内の自由土地保有者のごとく領主に従つたため、独立革命直前でさえリヴィングストンやレンセラーはオルバニー郡の選挙を支配することができたからである。これに加えて選挙告示は短かつたし、またたとえ秘密投票が行われたにしても、選挙は注意深い大地主の監視の目をくぐりぬけることはできなかった。その結果、ニューヨークの大地主は代議会内においても有力であつた。小農民にとつて、結局代議会も保護者ではなかつたのである。^⑤

知事や大地主の不正によつて、ウエストチェスター郡のコートランド領八万六千エーカーが、ダッチズ郡のフィリップス領十六万エーカーが、オルバニー郡のレンセラー家所領百万エーカーがぬくぬくと安泰であつたのに対して、小農民の僅か百エーカーは種々の義務を負わされたうえ、極めて不安定な土地保有下にあつたという事実。ここにもまた農民暴動のゆえんを指摘しなければならぬ。

結 語

以上のように、メリーランドおよびニューヨークの土地制度は最初から封建遺制を温存せしめる余地をもつていたし、領主派ないし大地主は、土地および全統治権力を掌握して封建的原则を維持しよ

うと企てた。しかしアメリカ的条件——西部の存在と人口稀薄にもとづく階級の弾力性——は、ニューイングランドの自由土地制度を知つていた移住民の中部来住とあいまつて、この封建遺制への反抗を喚起し、より近代的な方向へと「元来の土地制度」を調整させる要因となつた。独立革命はそれへの結果である。革命への見とおしとして、次の二つの問題を指摘しておこう。

第一にメリーランドおよびニューヨークでの闘争の相異である。独立革命における前者の闘争は大地主と農民間のそれではなくて、主として大地主間の政治闘争であつた。これに対して後者では、マナ領主の権力は革命まで實際上存在し、革命運動は農民の大地主に對する経済的・社会的闘争であつた。^⑥この相異は何に由来するのであろうか。

第二に内部革命運動と独立運動との関係である。封建遺制のいくらかは革命をまたずして解体の道をたどつたが、ともかく革命は一面において、領主体制や「荘園的借地制」の打倒を目ざした政治的・社会的運動であつた。しかし、免役地代が「イギリスによる殖民地支配の重要な一環である^⑦」ことを考えるとき、免役地代——半封建遺制への闘争は同時にイギリス重商主義への抵抗という性格をもつのである。一体アメリカ内の封建遺制への闘争とアメリカのイギリスからの独立運動とはどのようにからみあうのであろうか。

- ① Louis M. Hacker, *The Triumph of American Capitalism* (1940), p. 5.
- ② Leonard W. Labaree, *Conservatism in Early American History* (1948) p. 29.
- ③ Curtis P. Nettels, *The Roots of American Civilization* (1947), p. 397.
- ④ Edmund B. O'Callaghan Comp, *The Documentary History of the state of New York* (1849-51), Vol. III, pp. 1136-1148 (Marshall Harris, *Origin of the Land Tenure System in the United States* (1953)), p. 341).
- ⑤ Louis B. Schmidt ed, *Readings in the Economic History of American Agriculture* p. 53. 參照。
- ⑥ Harris, *ibid.*, p. 288.
- ⑦ 邦ノリイヴンズ Irving Mark, *Agrarian Conflicts in Colonial New York* (1940); Charles A. Barker, *The Background of the Revolution in Maryland* (1940); Philip A. Crowl, *Maryland during and after the Revolution* (1943); Elisha P. Douglass, *Rebels and Democrats* (1955).
- ⑧ Herbert L. Osgood, *The American Colonies in the Seventeenth Century*, VOL. II (1904), p. 30.
- ⑨ Labaree *ibid.*, p. 30.
- ⑩ Thomas J. Wertenbaker, *The Founding of American Civilization: The Middle Colonies*, p. 20.
- ⑪ サムエルソン征服手が辺境地帯に關して例外的に定められたもの。その領土は自ら sovereign power を持つイギリス王の支配を受けなかつた。この特権はその後次第にとりあげられたが、王政復古とともに多くの大権を回復した。
- ⑫ David C. Douglas, *English Historical Documents* (1955) VOL. IX, p. 86. *The Charter of Maryland* 第五条。
- ⑬ *ibid.*, p. 91. 同右第十八条。
- ⑭ *ibid.*, p. 91. 同右第十八条參照。
- ⑮ *ibid.*, pp. 91-92. 同右第十九条。
- ⑯ *The Calvert Papers* [Md. Hist. Soc.] Fund Publication No. 28) (1889-99), pp. 131-140. (Harris, p. 215).
- ⑰ Harris, *ibid.*, p. 219.
- ⑱ Thomas J. Wertenbaker, *The Founding of American Civilization: The Old South* (1949), p. 310.
- ⑲ *ibid.*, p. 310. なお、セント・サレンメン・マナの1659年における莊園裁判所會議記録には、執事一人、警察吏一人、定期貸借保有者九人、自由土地保有者六人、居住民八人、ジェントリ二人があげられてゐる。
- ⑳ *ibid.*, p. 311.
- ㉑ Richard B. Morris, *Studies in the History of American Law* (1930), pp. 130-131.
- ㉒ *ibid.*, p. 80.
- ㉓ *ibid.*, p. 85. なお、長子相続制は1786年、限嗣相続制は1784年廃止された。
- ㉔ Nettels, *ibid.*, p. 306.

- ① Wertebaker, *The Old South*, p. 307; Nettels, *ibid.*, p. 314.
- ② Lewis C. Gray, *History of Agriculture in the Southern United States to 1860*, VOL. I (1933), p. 348.
- ③ Nettels, *ibid.*, p. 306.
- ④ Clarence O. Gould, *The Land System in Maryland, 1720—1765* (1913), p. 89.
- ⑤ *ibid.*, p. 28.
- ⑥ Osgood, 17th, VOL. II, p. 34.
- ⑦ Gould, *ibid.*, p. 31.
- ⑧ Beverley W. Bond, Jr., "The Quit-Rent System in the American Colonies" (Louis B. Schmidt ed., *Readings in the Economic History of American Agriculture*, p. 61).
- ⑨ Nettels, *ibid.*, pp. 337—339.
- ⑩ Bond (Schmidt, *ibid.*, p. 68).
- ⑪ Gould, *ibid.*, p. 40.
- ⑫ Harris, *ibid.*, p. 328.
- ⑬ William MacDonald ed., *Select Charters Illustrative of American History, 1606—1775* (1899), p. 45. (Harris, p. 93).
- ⑭ Harris, *ibid.*, p. 212.
- ⑮ Nettels, *ibid.*, p. 308.
- ⑯ ナランダ支配の末のインナの勢力は衰へて南部リカーモーンでは実際存続しなげなむ (Osgood, 17th, VOL. II, p. 31).
- ⑰ Mark, *ibid.*, p. 50; Harris, *ibid.*, p. 97.
- ⑱ Francis N. Thorpe ed., *The Federal and State Constitutions*, Colonial Charters, and Other Organic Laws (1909), VOL. III, 1638. 参照。

- ions, *Colonial Charters, and Other Organic Laws* (1909), VOL. III, 1638. 参照。
- ⑲ Mark, *ibid.*, p. 51. 脚註に引かれたのは「たゞはインマンズ区」云々のト (The manor of philpsborough) への特許状に於て自由民の一般的非武士借地形式の土地が交付をされてゐる。
- ⑳ ヲマサツト領は荘園的管轄権の最高形態で「カール大帝が辺境に創設したインマンズ制度をまねたもの。領主は土地権のみならず、政治・軍事その他の大権をもち、立法以外では國王と同じ権力をあつた。ヌラト領の一例。」
- ㉑ Charles M. Andrews, *The Colonial Period of American History* (1934—1938), VOL. III, p. 97.
- ㉒ O'Callaghan, *ibid.*, VOL. I, p. 59. (Harris, p. 213).
- ㉓ *Colonial Laws of New York from 1664 to the Revolution*, VOL. I, p. 44. (Harris, p. 213).
- ㉔ Edmund B. O'Callaghan ed., *Documents Relative to the Colonial History of New York*, VOL. III, p. 381 (Harris, p. 213).
- ㉕ Percy W. Bidwell, *History of Agriculture in the Northern United States, 1620-1860* (1925), VOL. I, p. 63.
- ㉖ Harris, *ibid.*, p. 214.
- ㉗ Osgood, 17th, VOL. III, p. 171. 以下参照。
- ㉘ Mark, *ibid.*, pp. 56—68.
- ㉙ 彼の後知事メンケン(一六八五年)がエドワード・コーンバリー(Edward H. Cornbury) (一七〇四年)を繼ぎ。

- ① 貴族院議院に關する史料〔一九五四年第六卷〕今譯卷「その
 中の附録を以て綴じてる」(七)參照。
- ② Samuel McKee Jr., *Labor in Colonial New York*, 1664—
 1776 (1935), pp. 93—94.
- ③ *Colonial Law of New York*, *ibid.*, VOL. I, p. 81. (Harris,
 p. 326).
- ④ *Document Relative to*, *ibid.*, VOL. III, pp. 216—217, 331—
 334 (Harris, p. 326).
- ⑤ *Bond* (Schmidt, *ibid.*, p. 59).
- ⑥ *Document Relative to*, *ibid.*, VOL. VIII, p. 412 (Harris,
 p. 326).
- ⑦ *Great Britain Acts of the Privy Council, Colonial Series*.
 Vol. IV, p. 459 (Harris, p. 328).
- ⑧ *Document Relative to*, *ibid.*, VOL. IV, pp. 392—393 (Harris,
 p. 214).
- ⑨ *ibid.*, VOL. V, pp. 179—180 (Harris, p. 330).
- ⑩ *Colonial Law of New York*, *ibid.*, VOL. III, pp. 209—222;
 VOL. IV, pp. 589—590, 1036—1038 (Harris, p. 329).
- ⑪ *Bond* (Schmidt, *ibid.*, p. 63).
- ⑫ *ibid.*, p. 67.
- ⑬ *ibid.*, p. 70.
- ⑭ *Morris*, *ibid.*, pp. 79, 82. なお、長子が父の限嗣相続制は一
 七八六年に廢止された。
- ⑮ *Council Proceedings*, p. 49 (Osgood, 17th, VOL. II, p. 61).
- ⑯ 以下。
- ⑰ *Osgood*, 17th, VOL. II, p. 62.
- ⑱ *The Calvert Papers*, No. 1, p. 219 (Osgood, 17th, VOL. II,
 p. 64).
- ⑲ *Council Proceedings*, p. 290, pp. 1636—1667 (Osgood, 17th,
 VOL. II, p. 65).
- ⑳ *ibid.*, p. 159 (*ibid.*, p. 66).
- ㉑ *Osgood*, 17th, VOL. III, p. 358. 以下。
- ㉒ 以下は、後述の重領後継の仕合せに關して參照金の承認や請求など。
 本邦に關する後述は、本國の國籍法を以てする。
- ㉓ *Crowl*, *ibid.*, p. 134.
- ㉔ *Mark*, *ibid.*, pp. 87—88.
- ㉕ *Labaree*, *ibid.*, pp. 5, 13.
- ㉖ *Osgood*, 17th, VOL. II, p. 71; *Labaree*, *ibid.*, pp. 12—13.
- ㉗ *Charles A. Barker*, “Maryland before the Revolution”
 (*Am. Hist. Rev.*, 1940, Oct. p. 7).
- ㉘ *Labaree*, *ibid.*, p. 13. 參照。
- ㉙ *ibid.*, pp. 16—17.
- ㉚ *Mark*, *ibid.*, pp. 86—91.
- ㉛ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㉜ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㉝ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㉞ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㉟ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊱ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊲ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊳ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊴ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊵ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊶ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊷ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊸ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊹ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊺ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊻ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊼ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊽ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊾ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.
- ㊿ *Nettels*, *ibid.*, pp. 304—328; *Hacker*, *ibid.*, pp. 112—117.

⑮ Labaree, *ibid.*, p. 34

⑯ Gould, *ibid.*, pp. 7, 20, 24.

⑰ Douglass, *Rebels*, *ibid.*, p. 46.

⑱ 十八世紀の特許のプロセス—土地交付応募者が領主代理人に金を支払つたならば、土地局書記ないし登記官が証文をつくり土地局判事がそれに署名捺印して当該地区の測量官に渡す。応募者がこれを当該郡の代理測量官に持参すると、測量がなされたうえで必要事項が記入され調査官に廻送される。調査官は吟味の後正しければ土地局に返却する。これで特許は成立したのであるが、応募者の要求により、更に大法官の署名をえて特許状が交付され、土地タイトルを完全なものにすることができた。

⑲ Douglass, *Rebels*, *ibid.*, p. 45.

⑳ Mark, *ibid.*, pp. 19, 31—32.

㉑ *ibid.*, pp. 43—44.

㉒ *ibid.*, pp. 104—106.

㉓ *ibid.*, pp. 95—97.

㉔ Harris, *ibid.*, p. 215.

㉕ メリーランド研究者バーカーおよびダグラスは次のように結論する。「両院は大地主からなつていた。領主派と反領主派との相異は社会的・経済的よりもむしろ政治的であつた」。「邦憲法は保守的ウィックの見解にたつものであり、保守主義の様相がメリーランドには本質上みられる」と。

㉖ 愛国派大地主の小作ないし借地農民は王党派に属し、王党派大地主の小作ないし借地農民は独立派に参与したという性格。

㉗ 相異の原因として領主植民地と王領植民地、黒人奴隸制タバコ・プランテーションの有無、西部移住の問題、インディアンとの関係などを考究すべきではなからうか。

㉘ Bond (*Schmidt*, *ibid.*, p. 56). 参照。

(丁)

執筆者紹介

西村 元佑	京都大学大学院学生
上 島 有	立命館高等学校教諭
茨木 慶 三	京都大学大学院学生
田村 円 澄	九州大学助教授
藤岡謙二郎	京都大学教授
伊藤道 治	京都大学助手

nor, because of the lack of original sources. Conveniently we have comparatively rich sources of the age of *Sengoku-Jidai* (戰國時代) or Civil War about *Kamikuzenoshō* (上久世庄) in the province of *Yamashiro* (山城) in the *Tōji* (東寺) territory, and especially *Sanyōchō* (算用帳) in the fourth year of the *Eishō* (永正) era enables us concretely to clear up dissolving process of the manorial system.

The Feudal Reminders in the Thirteen Colonies

—especially on the land systems in Maryland and New York—

by

Keizo Ibaragi

The American Revolution has a double meaning of the independence from the mother country England and the internal struggle in the colonies. What is the internal system which the independent tried to destroy through the independent movement? And what is its origin? Even in the American society, which is said to be originally a bourgeois one, had also existed the system which originated in the feudal system. Here we analysed the feudal reminders in Maryland and New York especially. The reminders of feudal principle are recognized in the Maryland manors in the seventeenth century, in the New York manors in the eighteenth century, and in the oligarchy of the proprietor faction or the great landlords. If the dissolving process of these reminders means a revolutionary one, the history of the American colonial period in itself seems to be revolutionary in some sense.